

令和 7 年度「自動車事故被害者支援体制等整備事業」に係る
補助事業者公募要領

令和 7 年 3 月
国土交通省
物流・自動車局保障制度参事官室

本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の執行実務を担う補助金執行団体を公募するものです。

国土交通省では、令和 7 年度「自動車事故被害者支援体制等整備事業」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

この公募は、令和 7 年度予算の成立を前提に募集の手続きを行うものです。予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立をもって採択者とするものといたします。また、補助事業者（執行団体）の決定や予算の執行は、令和 7 年度予算の成立が前提であり、本事業の補助金交付要綱等は今後正式に策定されるため、今後内容が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

当事業に応募される方は、採択された後に補助金を受給されることになるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をご確認いただくとともに、下記の点についても十分にご認識いただきますようお願いします。

応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、国土交通省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消

を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、国土交通省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 国土交通省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通大臣の承認を受けなければなりません。

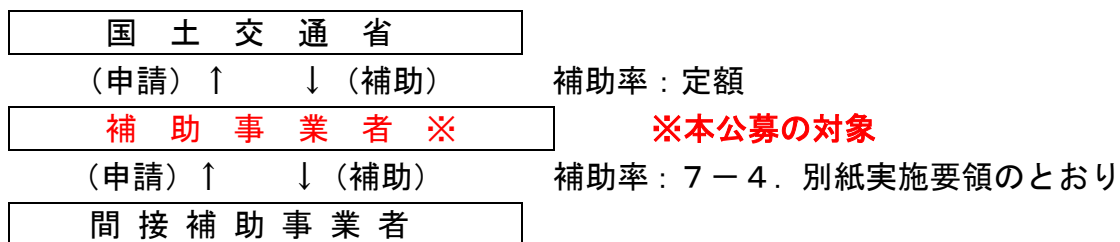
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

この補助金は、自動車事故被害者の援護に関する経費に対して、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が、当該経費を助成する事業（以下「補助事業」という。）等に要する経費を補助し、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方及びそのご家族が安心して生活を送れる環境の整備を進めることを目的とします。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

自動車事故被害者に対し、障害福祉サービスを提供する者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、補助金を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）を通じ、療養環境の改善を促進する事業です。なお、事業実施にあたっては、間接補助事業者からの問い合わせや補助金申請が円滑に進められるような工夫を行うこととします。

1-4. 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

1-5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：1件

2-2. 補助率・補助額：定額補助（10／10）とし、12億4631万円（うち、7.

7-1 ②業務管理費は1億9948.9万円以内）を上限とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、国土交通省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、原則、事業終了後の精算払となります。

なお、事業終了前の支払い（概算払）を希望される場合は、交付決定後に資金繰りへの影響等の理由を記載いただき、概算払協議を経る必要があります。協議の結果次第では、概算払が出来ない場合があることをご承知おき願います。また、概算払協議後における最短での支払時期は、令和7年6月以降となります。

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、令和8年4月10日までに補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

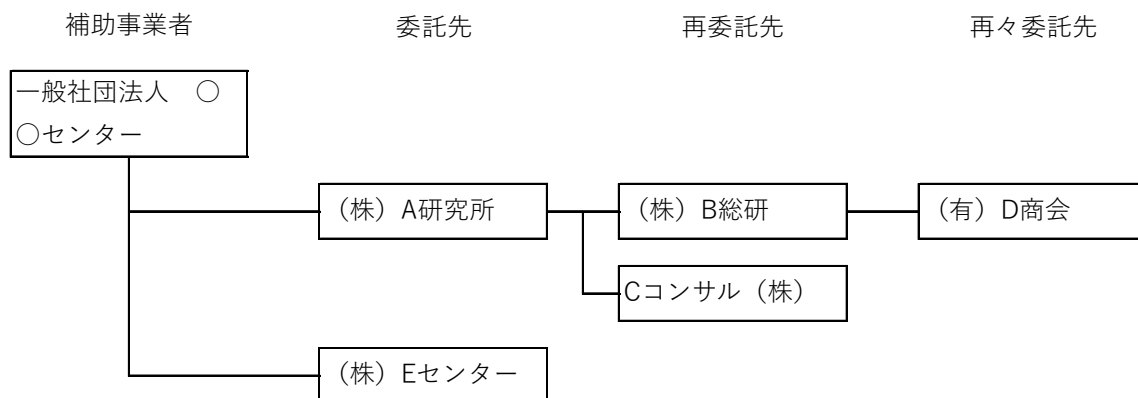
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和7年3月5日（水）

締切日：令和7年3月19日（水）17時必着

4-2. 応募書類

- ① 郵送の場合には、以下の応募書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「自動車事故被害者支援体制等整備事業 申請書」と記載してください。

また、電子メールの場合には、以下の応募書類を「hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「自動車事故被害者支援体制等整備事業 申請書」としてください。

【応募書類】

- ・ 申請書（様式 1）＜ 1 部＞
- ・ 提案書（様式 2）＜ 1 部＞
- ・ 採択審査を行う上での必要書類＜1 部＞
（会社概要（パンフレットなど）、直近 3 年の財務諸表 など）

- ② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

4－3．応募書類の提出先

応募書類は郵送又は電子メールにより以下に提出してください。

＜郵送の場合＞

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

「令和 7 年度「自動車事故被害者支援体制等整備事業」担当あて

＜電子メールの場合＞

「hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp」宛

メールの件名（題名）を必ず「自動車事故被害者支援体制等整備事業 申請書」として
ください。

※ 持参及び F A X による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象
となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻
までに届かない場合もありますので、余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行い、採択します。

- ① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された者については、国土交通省のホームページで公表するとともに、申請者に対し採択結果を通知します。

【6. 交付決定】

採択後、国土交通省に補助金交付申請書を提出し、それに対して国土交通省が交付決定通知書による通知を行い、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、国土交通省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

①自動車事故被害者支援体制等整備事業

障害者支援施設又はグループホームに対し設備導入や介護人材確保等に係る経費の一部を助成する事業、国土交通省が指定する積極的に短期入院の受入を行う病院に対し設備導入等に係る経費の一部を助成する事業、国土交通省が指定する積極的に短期入所の受入を行う障害者支援施設等に対し設備導入等に係る経費の一部を助成する事業、自立訓練を行う事業所に対し人材確保等に係る経費の一部を助成する事業、居宅介護事業者又は重度訪問介護事業者に対し介護人材確保に係る経費を助成する事業の各事業に要する経費

②業務管理費

労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、一般管理費（10%以内）、その他事業を行うために必要と認められるもの（公租公課等）

7－2．直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7－3．補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

7－4．間接補助事業

① 自動車事故被害者受入環境整備事業について（別紙1参照）

在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、受入環境の整備を推進することで、自動車事故による重度後遺障害者及びその御家族が安心して生活を送れるよう、障害者支援施設又はグループホームに対し、事業所の開設を支援するとともに、設備導入や継続した介護人材確保等に係る経費を補助するもの。

本事業の補助額は4億9949.2万円の範囲内とする。

② 短期入院協力事業について（別紙2参照）

介護者の病気・冠婚葬祭や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入院を利用することができるよう、国土交通省において、積極的に短期入院の受入れを行う病院を「協力病院」として指定し、当該指定を受けた病院に対し、短期入院の受入体制の整備・強化に係る経費を補助するもの。

本事業の補助額は1億4593.4万円の範囲内とする。

③ 短期入所協力事業について（別紙3参照）

介護者の病気・冠婚葬祭や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入所を利用することができるよう、国土交通省において、積極的に短期入所の受入れを行う障害者支援施設等を「協力施設」として指定し、当該指定を受けた障害者支援施設等に対し、短期入所の受入体制の整備・強化に係る経費を補助するもの。

本事業の補助額は1億564.1万円の範囲内とする。

④ 社会復帰促進事業について（別紙4参照）

自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討することを目的として、高次脳機能障害への十分な理解がある自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス事業者に対し、高次脳機能障害を有する者が病院から地域での生活へ円滑に移行するための支援を行う経費を補助するもの。

本事業の補助額は８１００万円の範囲内とする。

⑤ 在宅療養環境整備事業（別紙５参照。）

自動車事故による重度後遺障害者に対して訪問系サービスを提供する障害福祉サービス事業者における人材不足は深刻な状況にあることから、「介護者なき後」における生活の場として、自宅での生活を継続することも選択できるよう、居宅介護又は重度訪問介護を提供する事業者に対し、事業所の開設を支援するとともに、継続した介護人材の確保等に係る経費を補助するもの。

本事業の補助額は２億１４７５．４万円の範囲内とする。

上記については、採択後に補助事業者と国土交通省が調整のうえ実施することとします。また、①～⑤の各事業の詳細については、事業開始前までに送付する令和７年度版の実施細目をご確認ください。公募においては、令和６年度版の実施細目（別紙１～５）を参考として添付しております。

【８．事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、実施する間接補助事業毎に定期的に進捗状況を確認いたします。また、把握にあたっては、別途指定する国土交通省指定の様式にて提出を求めることがあります。

【９．その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者（執行団体等）の責任及び負担により実施することになります。
- ④間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税の除外については、「７－３．補助対象経費からの消費税額の除外」の記載と同様に行ってください。
- ⑤補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ⑥国土交通省の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき対応いたします。

【１０．問い合わせ先】

〒１００－８９１８ 東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

担当：高島、森

E-mail：hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「自動車事故被害者支援体制等整備事業の公募について」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式 1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

国土交通省 あて

令和 7 年度
「自動車事故被害者支援体制等整備事業」申請書

申請者	法人番号 (＊)	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない
個人事業者等の場合には、記載不要。

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和7年度
「自動車事故被害者支援体制等整備事業」
提案書

1. 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）
（1）補助事業の実施方法
* 公募要領の「7-4 間接補助事業」について、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
（2）実施体制
* 実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容及び役割 * 外注、委託（コンソーシアム）を予定しているのであればその内容、役割及び理由
（3）補助事業の効果
* 本事業を実施した場合、期待される効果を記載してください。
2. 補助事業の開始及び完了予定日（スケジュール）（1.（1）の実施が月別に分かること）
* 本事業の事業開始日（交付決定日）は、令和7年4月1日になる見込みです。
3. 申請者概要
（1）申請者の営む主な事業
別添、会社概要（パンフレット）のとおり * 会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。

(2) 申請者の財務状況																																												
別添、財務諸表のとおり * 特記事項等がある場合には併せて記載してください。																																												
(3) 事業実績																																												
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）																																												
4. 補助金見込額等																																												
* 公募申請時点での見込みを記載ください。（採択後、国土交通省と調整した上で決定することとなります。）																																												
○積算内訳		（単位：円）																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">経費区分及び内訳</th> <th style="width: 10%;">補助事業に要する経費</th> <th style="width: 10%;">補助金申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 自動車事故被害者受入環境整備事業</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>II. 短期入院協力事業</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>III. 短期入所協力事業</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>IV. 社会復帰促進事業</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>V. 在宅療養環境整備事業</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td>VI. 業務管理費</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td> 労務費</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td> 普及関連費</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td> 外注費</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費（10%以内）</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td> 〇〇〇〇</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> <td style="text-align: right;">_____円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> * 公募要領の「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外」のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合計（補助金見込額）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">_____円</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">_____円</td> </tr> </tbody> </table>	経費区分及び内訳	補助事業に要する経費	補助金申請額	I. 自動車事故被害者受入環境整備事業	_____円	_____円	II. 短期入院協力事業	_____円	_____円	III. 短期入所協力事業	_____円	_____円	IV. 社会復帰促進事業	_____円	_____円	V. 在宅療養環境整備事業	_____円	_____円	VI. 業務管理費	_____円	_____円	労務費	_____円	_____円	普及関連費	_____円	_____円	外注費	_____円	_____円	一般管理費（10%以内）	_____円	_____円	〇〇〇〇	_____円	_____円	* 公募要領の「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外」のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。			合計（補助金見込額）	_____円	_____円		
経費区分及び内訳	補助事業に要する経費	補助金申請額																																										
I. 自動車事故被害者受入環境整備事業	_____円	_____円																																										
II. 短期入院協力事業	_____円	_____円																																										
III. 短期入所協力事業	_____円	_____円																																										
IV. 社会復帰促進事業	_____円	_____円																																										
V. 在宅療養環境整備事業	_____円	_____円																																										
VI. 業務管理費	_____円	_____円																																										
労務費	_____円	_____円																																										
普及関連費	_____円	_____円																																										
外注費	_____円	_____円																																										
一般管理費（10%以内）	_____円	_____円																																										
〇〇〇〇	_____円	_____円																																										
* 公募要領の「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外」のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。																																												
合計（補助金見込額）	_____円	_____円																																										
※補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。 ※業務管理費については、別途積算内訳書を提出してください。																																												

○資金計画

補助事業に要する経費 _____ 円

うち補助金充当（予定）額 _____ 円

（精算払までの期間は、自己資金で支弁予定

Or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有）

金融機関等からの借入れ（予定）額 _____ 円

（借入条件：補助事業取得財産の担保予定 有・無）

自己資金充当額 _____ 円

収入金 _____ 円

（該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること）

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱

令和 6 年 度

国土交通省物流・自動車局

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱

昭和55年 9 月12日

自 保 第151号

改正	昭和56年 4 月28日	同 21年 5 月18日
	同 57年 3 月19日	同 22年 3 月19日
	同 57年 4 月 6 日	同 23年 3 月25日
	同 58年 4 月20日	同 24年 3 月30日
	同 59年 4 月18日	同 25年 3 月25日
	同 60年 4 月23日	同 25年 7 月16日
	同 61年 4 月14日	同 26年 3 月26日
	同 62年 6 月 4 日	同 27年 3 月27日
	同 63年 4 月 8 日	同 28年11月21日
	平成元年 6 月 8 日	同 28年12月21日
	同 2 年 6 月 8 日	同 29年 3 月31日
	同 3 年 4 月12日	同 30年 3 月30日
	同 4 年 4 月 9 日	同 31年 3 月28日
	同 5 年 4 月 1 日	令和元年12月20日
	同 6 年 6 月23日	令和 2 年 3 月30日
	同 7 年 4 月28日	令和 3 年 2 月 2 日
	同 8 年 5 月10日	令和 3 年 3 月24日
	同 9 年 5 月30日	令和 3 年12月22日
	同 10年 6 月17日	令和 4 年 3 月28日
	同 11年 5 月31日	令和 4 年12月14日
	同 12年 7 月11日	令和 5 年 3 月 3 日
	同 13年12月14日	令和 6 年 1 月 9 日
	同 14年 4 月24日	令和 6 年 3 月 8 日
	同 15年 6 月 9 日	
	同 15年11月 7 日	
	同 16年 4 月 7 日	
	同 17年 3 月28日	
	同 18年 3 月17日	
	同 18年12月20日	
	同 19年 3 月23日	
	同 20年 3 月14日	
	同 21年 3 月10日	

(総 則)

第1条 被害者保護増進等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、自動車の運行の安全の確保に関する事業、自動車事故による被害者の援護に関する事業等を助成することにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、被害者の保護を増進することを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の補助対象事業、補助対象事業者（以下「事業者」という。）、補助対象経費及び補助率は別表によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、別紙第1号様式による被害者保護増進等事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に添付書類を添えて、補助対象事業ごとに別表に定める日までに国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による交付申請等)

第5条 補助金（別表に定める自動車事故被害者支援体制等整備事業、自動車運送事業の安全総合対策事業及び先進安全自動車の整備環境の確保事業に限る。）の交付申請をしようとする者は、前条の規定に基づく交付申請、第8条第2項の規定に基づく交付申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく補助対象事業の計画変更の申請、第10条の規定に基づく補助対象事業の中止又は廃止の承認申請、第11条の規定に基づく事故報告、第12条の規定に基づく状況報告、第13条の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく補助金の支払請求、第16条の規定に基づく消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告又は第19条第2項の規定に基づく財産処分承認申請（以下「交付申請等」という。）について、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものを

いう。以下同じ。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第2項に基づく交付決定通知、第9条第1項の規定に基づく補助対象事業の計画変更の承認、第10条の規定に基づく補助対象事業の中止又は廃止の承認、第11条の規定に基づく事故報告に対する指示、第12条の規定に基づく状況報告に関する要求、第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知、第17条の規定に基づく取消し若しくは変更、第18条第1項の規定に基づく返還命令、同条第2項の規定に基づく加算金の納付命令、同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令又は第19条第2項の規定に基づく財産処分の承認について、当該交付申請等を行った事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(交付決定及び通知)

第7条 大臣は、第4条の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行う。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を別紙第2号様式による被害者保護増進等事業費補助金交付決定通知書により事業者に通知するものとする。

3 大臣は、第1項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期限は、前条第2項の通知があった日から20日以内に、別紙第3号様式による被害者保護増進等事業費補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第9条 事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ別紙第4号様式に

よる補助対象事業の計画変更承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 補助対象事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金の額が当該変更に係る費目の補助金の額（当該変更が複数の費目に係る場合にあっては、いずれか少ない費目の額）の20%以内であるもの。

二 補助対象経費の配分の変更にあつては、経費の中の費目相互間における流用であつて、その額がいずれか少ない費目の額の20%以内であるもの。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

第10条 事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙第5号様式による補助対象事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第11条 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、別紙第6号様式による補助対象事業事故報告書をすみやかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があつたときはすみやかに別紙第7号様式による補助対象事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 事業者は、補助対象事業が完了した日（補助対象事業が介護料支給業務である場合は、年度内で最後に介護料を支給した日）若しくは廃止の承認があつた日から1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙第8号様式による補助対象事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第14条 大臣は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、

別紙第9号様式による被害者保護増進等事業費補助金の額の確定通知書を当該事業者へ通知するものとする。なお、補助金の額の確定の方法は別表に定めるところによる。

(補助金の支払請求)

第15条 事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、別紙第10号様式による被害者保護増進等事業費補助金請求書を提出するものとする。ただし、大臣が必要と認めた場合は、補助金の全部又は一部について概算払の請求をすることができる。

(消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告)

第16条 事業者は、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を別紙第11号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、速やかに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第17条 大臣は、第10条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び次の事由に該当する場合には、第7条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合。
- 二 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- 三 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(返還命令)

第18条 大臣は、次の事由に該当する場合には、原則交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずるものとする。

- 一 第15条ただし書の規定による概算払い請求が行われた補助金であって、第14条の規定による交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合。
- 二 前条の取消をした場合において、その取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合。

- 三 別紙第11号様式で報告した事業者のうち、補助金返還相当額が生じた場合。
- 2 大臣は、前条第1号から第3号の取消による返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 第1項の補助金の返還時期は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第19条 事業者は、補助対象経費で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。別に定める期間を経過しない財産（ただし、取得価格が50万円未満のものにあつては、事故防止対策支援推進事業により取得したものに限る。）については、大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 2 事業者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ別紙第12号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の財産の処分について承認しようとするときは、当該財産を処分したことにより収入が生じたときは補助金の範囲内で全部又は一部を国に納付させることとする。

(帳簿の保管義務)

- 第20条 事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第20条の2 事業者（別表に定める自動車事故被害者支援体制等整備事業、自動車運送事業の安全総合対策事業及び先進安全自動車の整備環境の確保事業に係るものに限る。次条において同じ。）は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないと

きは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報その他秘匿することが必要な情報をいう。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいをしてはならない。
- 3 事業者は、補助事業の一部を第三者（この項において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為は、事業者による行為とみなす。
- 5 本条の記載事項は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第20条の3 事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第7条から第14条まで及び第16条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第15条ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

（実施要領）

第21条 第4条の申請書並びに第13条の実績報告書の記載方法その他この要綱の実施の細目は、別添の補助対象事業ごとの被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。

附 則

1. この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。
2. 自動車事故対策費補助金交付要綱（自動車事故相談及び示談あっ旋事業の部、

救急医療設備整備事業の部）（昭和44年 8 月15日自保第191号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（自動車運転者安全運転推進事業の部）（昭和47年 9 月20日自保第201号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（自動車整備管理推進事業の部）（昭和48年 6 月 4 日自保第111号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（道路交通情報整備事業の部）（昭和49年 7 月12日自保第165号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（交通遺児修学援助事業の部）（昭和50年 8 月29日自保第195号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（自動車事故防止事業の部）（昭和51年 8 月23日自保第141号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（高等学校交通遺児授業料減免事業の部）（昭和51年 8 月25日自保第148号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（交通安全国民運動推進事業の部）（昭和51年 9 月29日自保第164号）、自動車事故対策費補助金交付要綱（交通安全国民運動推進事業－交通安全母の会－の部）（昭和52年11月 1 日自保第201号）及び自動車事故対策費補助金交付要綱（模擬運転装置整備事業の部）（昭和53年12月25日自保第248号）は廃止する。

附 則（昭和57年 3 月19日自保第55号）（昭和57年 4 月 6 日自保第93号）

1. この要綱は、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則（昭和58年 4 月20日自保第93号）

1. この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

附 則（昭和59年 4 月18日自保第78号）

1. この要綱は、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則（昭和60年 4 月23日地保第73号）

1. この要綱は、昭和60年度の補助金から適用する。

附 則（昭和61年 4 月14日地保第81号）

1. この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則（昭和62年 6 月 4 日地保第105号）

1. この要綱は、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則（昭和63年 4 月 8 日地保第100号）

1. この要綱は、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則（平成元年 6 月 8 日地保第158号）

1. この要綱は、平成元年度の補助金から適用する。

附 則（平成 2 年 6 月 8 日地保第113号）

1. この要綱は、平成 2 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 3 年 4 月 12 日地保第 112 号）

1. この要綱は、平成 3 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 4 年 4 月 9 日自保第 116 号）

1. この要綱は、平成 4 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日自保第 135 号）

1. この要綱は、平成 5 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 6 年 6 月 23 日自保第 147 号）

1. この要綱は、平成 6 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 7 年 4 月 28 日自保第 160 号）

1. この要綱は、平成 7 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 8 年 5 月 10 日自保第 127 号）

1. この要綱は、平成 8 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成 8 年度に交付申請をしようとする者は、要綱第 4 条の規定にかかわらず、申請書の提出は 5 月 31 日までとする。

附 則（平成 9 年 5 月 30 日自保第 126 号）

1. この要綱は、平成 9 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 10 年 6 月 17 日自保第 128 号）

1. この要綱は、平成 10 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成 10 年度の申請期限は、自動車事故相談及び示談あっ旋事業、交通遺児育成基金事業、自動車事故防止事業、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業、運転者安全運転指導事業及び自動車事故救急法普及事業については、要綱第 4 条の規定にかかわらず、8 月 15 日までとする。

ただし、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業のうちオムニバスタウン整備総合対策事業費及び個別対策事業費のうち超低床ノンステップバス、低床スロープ付きバス又はリフト付きバスを導入する事業費に係る申請にあっては、11 月 15 日とする。

附 則（平成 11 年 5 月 31 日自保第 128 号）

1. この要綱は、平成 11 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成11年度の申請期限は、自動車事故相談及び示談あっ旋事業、自動車事故防止事業のうち道路運送運行管理システム国際化等対策事業及び交通事故障害者スポーツ振興事業については、要綱第4条の規定にかかわらず、8月15日までとする。

附 則（平成12年7月11日自保第119号）

1. この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。
（経過措置）
2. 平成12年度の申請期限は、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業のうち個別対策事業費のうち超低床ノンステップバス、低床スロープ付きバス又はリフト付きバスを導入する事業費に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、11月30日までとする。

附 則（平成13年12月14日国自保第146号）

1. この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。
（経過措置）
2. 平成13年度の申請期限は、自動車事故医療体制整備事業のうち短期入院協力費に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、3月1日までとする。

附 則（平成14年4月24日国自保第46号）

1. この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則（平成15年6月9日国自保第387号）

1. この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（平成15年11月7日国自保第1432号）

1. この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。
2. 平成15年度の交付申請期限は、介護料支給業務に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、11月10日までとする。

附 則（平成16年4月7日国自保第20号）

1. この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年3月28日国自保第1768号）

1. この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月17日国自保第1318号）

1. この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年12月20日国自保第1207号）

1. この要綱は、平成18年12月20日から適用する。

附 則（平成19年 3 月23日国自保第1554号）

1. この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 第14条第 1 項(3)及び第 3 項の規定については、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年 3 月14日国自保第1232号）

1. この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年 3 月10日国自保第948号）

1. この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年 5 月18日国自旅第36号）

1. この要綱は、平成21年 5 月18日から適用する。

附 則（平成22年 3 月19日国自保第1048号）

1. この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年 3 月25日国自保第1189号）

1. この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年 3 月30日国官参自保第704号）

1. この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年 3 月25日国官参自保第986号）

1. この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年 7 月16日国官参自保第258号）

1. この要綱は、平成25年 7 月16日から適用する。

附 則（平成26年 3 月26日国官参自保第919号）

1. この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成27年 3 月27日国官参自保第872号）

1. この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成26年度までに交付した交通遺児修学援助事業（高等学校奨学金貸与事業）及び交通遺児育成基金事業については、以下のとおりとする。

- (1) 公益財団法人交通遺児育英会は、交通遺児修学援助事業を事情の変更により中止又は廃止した後、当該貸付事業に基づく貸付金の交付を受けた者から当該貸付金の返還を受けた場合には、貸付金のうち補助金の占める割合を限度として、国庫に納付しなければならない。

- (2) 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務

及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定。以下「見直し等」という。))に基づき、見直し等の対象である事業者(公益財団法人交通遺児育英会及び公益財団法人交通遺児等育成基金)が、当該見直し等において講じることとされた措置内容等及びそれに準じる措置等を実施する場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずるものとする。なお、延滞金の徴収については、要綱第14条第3項の規定を準用する。

(3) 見直し等の対象である事業者は、交付された補助金全額を返還するまで、毎年度実施する措置内容等に関する事項を大臣あてに報告しなければならない。

(4) 大臣は、見直し等に基づく措置内容等の指導監督を行う。

附 則 (平成28年11月21日国自安第152号国自技第174号)

1. この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則 (平成28年12月21日国自旅第260号)

1. この要綱は、平成28年12月21日から適用する。

附 則 (平成29年3月31日国官参自保第859号)

1. この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則 (平成30年3月30日国官参自保第671号)

1. この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則 (平成31年3月28日国官参自保第721号)

1. この要綱は、平成31年度の補助金から適用する。

附 則 (令和元年12月20日国官参自保第510号)

1. この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2. 自動車事故医療体制整備事業のうち在宅生活支援環境整備事業に係る申請であって、補助対象事業の完了する日が令和元年12月31日以前のものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月30日国官参自保第772号)

1. この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則 (令和3年2月2日国官参自保第548号)

1. この要綱は、令和3年2月2日から適用する。

附 則 (令和3年3月24日国官参自保第638号)

1. この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則 (令和3年12月22日国官参自保第522号)

1. この要綱は、令和3年12月22日から適用する。

附 則（令和４年３月28日国官参自保第723号）

1. この要綱は、令和４年度の補助金から適用する。

附 則（令和４年12月12日国官参自保第391号）

1. この要綱は、令和４年12月12日から適用する。

（経過措置）

2. この要綱の適用前に完了した事業に係る補助事業の交付申請については、要綱の改正前の規定により行うことができる。

附 則（令和５年３月３日国官参自保第513号）

1. この要綱は、令和５年度の補助金から適用する。

附 則（令和６年１月９日国官参自保第392号）

1. この要綱は、令和６年１月９日から適用する。

附 則（令和６年３月８日国官参自保第499号）

1. この要綱は、令和６年度の補助金から適用する

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

被害者保護増進等事業費補助金交付申請書

年度被害者保護増進等事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1. 補助対象事業の種別
2. 補助対象事業の内容
3. 補助対象経費 金 円
4. 補助金交付申請額 金 円
5. 添付書類

- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助対象事業に関する収支予算書
- (4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(注) ア. 申請者が地方公共団体である場合には、(1)及び(2)の書類を除く。

イ. 申請者が独立行政法人自動車事故対策機構である場合には、(1)、(2)及び(3)の書類を除く。

ウ. (4)の「参考となる書類」の提出部数は1部とする。

(日本産業規格 A列4番)

第2号様式（第7条第2項関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

被害者保護増進等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律
第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付
することに決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助対象事業の
内容の変更により当該補助対象経費が変更された場合における補助金の額が変更
されたときは、別に通知する。
補助対象経費 金 円
補助金の額 金 円
2. 補助対象事業の内容及び当該補助対象経費の配分は、 年度被害者保護
増進等事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交
付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業に係る手続については、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第
255号）及び被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第1
51号）に従わなければならない。

（日本産業規格 A列4番）

第3号様式（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

被害者保護増進等事業費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法
律第179号）第9条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取下げます。

記

1. 補助金の額 金 円
2. 交付申請年月日
3. 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
4. 同上理由

（注）（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

第4号様式（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

補助対象事業の計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）の（ 内容・経費の配分 ）を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類
4. その他必要な書類

(注)ア. 記4. の「その他必要な書類」の提出部数は1部とする。

イ. （ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

第5号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律
第179号）第7条の規定に基づき、下記の事由により同事業を（ 中 止 ・ 廃 止
）したいので申請します。

記

1. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

（注）ア．記3.の「その他必要な書類」の提出部数は1部とする。

イ．（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

第 6 号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

補助対象事業事故報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）については、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変化がある場合はその内容

（注）（ ）の空欄は、第 3 条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 7 号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

補助対象事業状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）について、下記のとおり補助事業の遂行及び収支の状況を報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

（注）（ ）の空欄は、第 3 条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 8 号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

補助対象事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30
年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象経費 金 円
2. 補助金充当予定額 金 円
3. 完了した補助対象事業の概要
4. その他参考となる事項

（注）（ ）の空欄は、第 3 条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第9号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

被害者保護増進等事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（ ）
については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第17
9号）第15条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の額 金 円

（日本産業規格 A列4番）

第10号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

被害者保護増進等事業費補助金請求書

年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）については、額の確定に基づき、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1. 請 求 額 金 円
2. 受 取 人 フリガナ住所
(口座名義人) フリガナ氏名
3. 振込先金融機関及び支店名
4. 預 金 種 別
5. 口 座 番 号

(注)ア. 概算払いの場合については、表題の「請求書」の前に「概算払」の文字
を入れ、文中の「額の確定」を「交付決定」に変更すること。

イ. () の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

ウ. 記2. の受取人の住所及び氏名には、上段にカタカナで振り仮名を付ける
こと。

エ. 押印を省略する場合については、下欄に本件責任者及び担当者の氏名及
び連絡先を明記すること

本件責任者： _____ 連絡先： _____
担当者： _____ 連絡先： _____

(日本産業規格 A列4番)

第11号様式（第16条関係）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった
年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）の消費税及び地方消費税について、次のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金の額（交付要綱第14条の通知による確定額）金 | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税及び地方消費税相当額 金 | 円 |
| 3. 2. のうち仕入控除税額の対象にならなかった額 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2. の額から3. の額を差し引いたもの）
金 | 円 |

（注）ア．添付資料として確定申告書等を添付すること。
イ．（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。
ウ．補助金返還相当額が生じた場合にはその金額の返還を命ずる。
（日本産業規格 A列4番）

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（
）により取得した財産を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記により処分したいので申請
します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分の理由
4. その他必要な事項

（注）（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

別表 補助対象事業等

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 金 の 額 の 確 定	備 考
自動車事故相談及び示談あつ旋事業	公益財団法人日弁連交通事故相談センター	事故相談事業、示談あつ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業及び高次脳機能障害相談事業 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の区分ごとの実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額の合計額とする。	（申請期限） 第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の5月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。

別表 補助対象事業等 自動車事故被害者支援体制等整備事業

補助対象事業	補 助 事 業			補 助 率
	補 助 対 象 事業者	補助対象経費の区分	内 容	
自動車事故被害者支援体制等整備事業	補助金執行団体	短期入院協力事業費	短期入院協力事業に要する経費	定額
		短期入所協力事業費	短期入所協力事業に要する経費	
		自動車事故被害者受入環境整備事業	自動車事故被害者受入環境整備事業に要する経費	
		社会復帰促進事業	社会復帰促進事業に要する経費	
		在宅療養環境整備事業	在宅療養環境整備事業に要する経費	
		業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	
第4条の申請期限及び補助金の額の確定	補助対象事業ごとの被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。			

別表 補助対象事業等

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 金 の 額 の 確 定	備 考
交通遺児育成給付金支給事業	公益財団法人交通遺児等育成基金	育成給付補てん金等、広報等事務費 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。	(申請期限) 第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の5月31日(大臣が別に定める場合はその定める日)までとする。

別表 補助対象事業等

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 金 の 額 の 確 定	備 考
介護料支給業務	独立行政法人 自動車事故対策機構	介護料支給費 〔自動車事故により重度の後遺 障害（自動車損害賠償保障法 施行令（昭和30年政令第286 号）別表第一に規定される後 遺障害に相当する後遺障害） を受けた者に対して支給する 介護料の額。〕	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。	(申請期限) 第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の4月30日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。

別表 補助対象事業等

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 金 の 額 の 確 定	備 考
回収不能債権の補填業務	独立行政法人 自動車事故対策機構	回収不能債権補填費 〔 自動車事故による遺児等に対して行う貸付事業に係る債権（自動車事故対策センターが行った貸付に係る債権を除く。）のうち、独立行政法人自動車事故対策機構が適切な債権管理に関する適当な規程を定め、その規程に基づく適切な債権管理を行ったにもかかわらず回収不能となり償却した債権（債務者の死亡等の事由により債務免除を行った債権を除く。）が発生した場合の当該償却債権に対する補填業務の当該補填額。 〕	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。	（申請期限） 第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の1月20日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。

別表 補助対象事業等

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 金 の 額 の 確 定	備 考
相談支援実施料支給業務	独立行政法人 自動車事故対策機構	相談支援実施料支給費 自動車事故被害者やその家族又は遺族を対象とした、相談支援業務を行う自動車事故被害者・遺族団体に対して支給する相談支援実施料の額。	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。	(申請期限) 第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の4月30日(大臣が別に定める場合はその定める日)までとする。

別 表 補助対象事業等 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）

（事業の趣旨）
自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、車両の安全性の向上、運行管理の高度化、社内安全教育、過労運転防止のための取り組み等の自動車運送事業の安全に資する以下の事業を対象に補助を行うものである。

補助対象事業	補助事業			補助率
	補助対象事業者	補助対象経費の区分	内容	
事故防止対策支援推進事業	補助金 執行団体	先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援	先進安全自動車（ASV）の導入に要する経費	定額
		運行管理の高度化に対する支援	運行管理の高度化に資する機器の導入に要する経費	
		社内安全教育の実施に対する支援	社内安全教育の実施について事故防止コンサルティングに係る経費	
		過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	過労運転防止のための先進的な取り組みとして過労運転防止に資する機器の導入に要する経費	
		業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	
第4条の申請期限及び補助金の額の確定	補助対象事業ごとの被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。			

別 表 補助対象事業等 先進安全自動車の整備環境の確保事業

(事業の趣旨)
自動車整備事業者及び新たに自動車整備事業の認証を受けようとする者による先進安全自動車の整備の促進と整備機会の拡大のため、それら自動車の整備環境の確保を目指し、スキャンツールの導入に必要な経費（設備費）及びスキャンツール利活用のための研修に必要な経費の一部を補助し、先進安全自動車の整備環境を確保する事業。

補助対象事業	補助対象事業者	補 助 事 業		補 助 率
		補助対象経費の区分	内 容	
先進安全自動車の整備環境の確保事業	補助金執行団体	先進安全自動車の整備環境の確保事業	スキャンツールの導入に要する経費（設備費） スキャンツール利活用のための研修に要する経費	定額
		業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	
第4条の申請期限及び補助金の額の確定	補助対象事業ごとの被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。			

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故被害者支援体制等整備事業)

(通則)

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」という。）を交付対象とする。

- 一 日本に拠点を有していること
- 二 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- 三 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- 四 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
- 五 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること
- 六 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること

(補助対象経費)

第3条 補助対象事業の範囲は、事業対象経費の区分（業務管理費を除く。）ごとに定める被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施細目（別紙1～6）に定める補助対象経費とする。

2 事業対象経費のうち、業務管理費については、労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷製本費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために必要と認められるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- 一 建物等施設に関する経費
- 二 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

- 三 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者
に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等はこの限りではない。）
- 四 その他事業に関係ない経費

（補助率及び間接補助額）

第4条 補助対象事業者に対する補助金の交付に係る補助率及び間接補助額について
は、次のとおりとする。

- 一 補助率 定額
- 二 間接補助額 次に掲げる額とする。
- イ 自動車事故被害者受入環境整備事業 5億2,334万円の範囲内
- ロ 短期入院協力事業 1億6,959万円の範囲内
- ハ 短期入所協力事業 1億2,930万円の範囲内
- ニ 社会復帰促進事業 8,200万円の範囲内
- ホ 在宅療養環境整備事業 2億4,757万円の範囲内

（被害者保護増進等事業費補助金交付申請書）

第5条 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとす
る。

- 一 「補助対象事業の種別」の欄には、「自動車事故被害者支援体制等整備事業」
と記載すること。
- 二 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者
支援体制等整備事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添
付すること。
- 三 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体
制等整備事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添付す
ること。
- 四 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載するこ
と。

（補助対象事業実績報告書）

第6条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体

制等整備事業実施・経費報告書のとおり」と記載すること。

二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載すること。

三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業実施・経費報告書のとおり」と記載すること。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）
実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、次の表の左欄に定める施設の種類ごとに、中欄に定める設置根拠等及び右欄に定める補助要件を満たす事業所（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

施設の種類	設置根拠等	交付要件
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する「障害者支援施設」	一 補助を受けようとする国の会計年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一第二級以上に該当する者（以下「重度後遺障害者」という。）をいう。）を受け入れている、又は受け入れる具体的な見込みがあること。
共同生活援助	障害者総合支援法第5条第17項に規定する「共同生活援助」を行う事業者	二 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。

2 重度後遺障害者の受け入れに関する従業者の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」

という。)又は当該従業者の賃金の改善に関する経費(以下「賃金改善費」という。)の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす間接補助事業者を交付対象とする。

- 一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者の員数(以下「人員配置基準」という。)を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業者を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員

- 二 次に掲げるいずれかの要件を満たす間接補助事業者であること。

- イ 医師又は看護師若しくは准看護師を置いていること。
ロ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 間接補助事業者の開設(増設又は既存施設の増床を含む。以下同じ。)に要する補助対象経費(以下「新設等支援費」という。)及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、新設等支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者を受け入れるための従業者を雇用するための経費であって、開設1ヶ月前から開設2ヶ月後の間に要する経費(従業者におけ	1/2(入居予定者のうち重度後遺障害

	る給与総支給額及び賞与をいう。)	者の割合が50パーセントを超える場合は定額)
新規施設支援費	重度後遺障害者を受け入れるために必要となる介護器具・用具等の導入に要する経費（第3項に規定する要件を満たすものに限る。）	
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格10万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの）	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

- 2 間接補助事業者の開設次年度以降に要する経費（以下「継続経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、継続経費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

費目	補助対象経費	補助率
賃金改善費	処遇改善加算等の対象職員における賃金改善の経費(処遇改善加算等の対象職員における当該年度の賃金改善等総額(以下「賃金改善額」という。))と処遇改善加算等の給付総額の差分(自己負担分)をいう。以下同じ。)	1/2（入居者のうち重度後遺障害者の割合が50パーセントを超える場合は定額）
入所施設支援費	重度後遺障害者の受け入れ及び生活の質の向上に必要となる介護器具・用具等の導入に要する経費（第3項に規定する要件を満たすものに限る。）	
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格10万円	

	以上とする。) (就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの)	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

3 第1項のうち新規施設支援費及び第2項のうち入所施設支援費の対象となる補助対象事業の範囲等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 間接補助事業者に入所中又は今後入所見込みの重度後遺障害者の生活の質の向上に資するものであること。

二 間接補助事業者において、既に同類の介護器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

イ 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過したことに伴い、これらを更新する場合にあっては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要であること。

ロ 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあっては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要であること。

三 原則として、単一取得価格（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。

四 同類の介護器具・用具等の導入に係る申請にあっては、従前に間接補助事業者が本補助金（新規施設支援費及び入所施設支援費に限る。）の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りではない。

イ 第二号イ及びロのいずれかの要件を満たす場合

ロ 本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等について、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該介護器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）

五 介護器具・用具等の設置に伴う施設工事費用が含まれていないこと。

4 第1項のうち人材雇用費の対象となる間接補助事業の範囲は、当該年度中に新たに雇用した職員の雇用に係る経費とする。

5 求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる間接補助事業の範囲は、職業安

定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。

- 6 研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、研修受講料、講師に対する謝金、研修への参加に係る旅費及び雑費とし、その積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて積算を行うものとする。

（補助上限額及び交付申請の打ち切り）

第 4 条 補助上限額については、次のとおりとする。

- 一 新設等支援費にあつては、1 間接補助事業者につき 1,500 万円を補助上限額とする。
- 二 継続経費にあつては、1 間接補助事業者につき、1,000 万円を補助上限額とする。
- 三 前 2 項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

（間接補助事業の選定における優先順位）

第 5 条 間接補助事業は第 2 条を満たす者の選定に当たって応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で選定するものとする。

- 一 令和 5 年度中に重度後遺障害者が初めて入所する具体的な見込みがある間接補助事業者
- 二 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、令和 5 年度中に具体的な新たな入所の見込みがある間接補助事業者
- 三 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の交付を受けたことがない間接補助事業者
- 四 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の交付を受けたことがある間接補助事業者（この場合にあつては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする。）

（間接補助事業の実施期間）

第 6 条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

（間接補助事業の成果及び効果の検証並びに報告）

第 7 条 間接補助事業者は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証

し報告するものとする。

(支給の制限)

第8条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業）

実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可を受けた病院であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3カ年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

一 短期入院協力病院における短期入院受入れのための環境整備

イ 国土交通省による短期入院協力病院の指定を受けていること。

ロ 第3条に規定する短期入院協力病院における短期入院受入れのための環境整備における補助対象経費のうち、入院施設支援費の申請をしようとする場合にあっては、補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の実施する介護料の支給に係る受給資格を有する者をいう。以下同じ。）を短期入院として受け入れた実績、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

二 重点支援病院における短期入院受入れのための環境整備

イ 国土交通省による重点支援病院の指定を受けていること。

ロ 第3条に規定する重点支援病院における短期入院受入れのための環境整備における補助対象経費のうち、入院施設支援費の申請をしようとする場合にあっては、補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者を短期入院として受け入れた実績、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

（補助対象経費）

第3条 本補助金における補助対象経費は、次に掲げる項目の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 入院施設支援費

- イ 短期入院する在宅重度後遺障害者の看護・リハビリテーション等に有効なものであること。
- ロ 在宅重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、新たに必要となる医療器具・用具等であること。
- ハ 同類の医療器具・用具等を本補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）において既に保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。
- (1) 既存の医療器具・用具等の減価償却期間が経過し、更新する場合にあっては、在宅重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、当該医療器具・用具等の質の向上が必要となるものであること。
 - (2) 既存の医療器具・用具等と同類の医療器具・用具等を増設する場合にあっては、在宅重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、当該医療器具・用具等の数量の増加が必要となるものであること。
- ニ 原則として、単一取得価格（複数の医療器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が 10 万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。
- ホ 同類の医療器具・用具等に係る申請にあっては、従前に申請者が本補助金の交付を受けていないこと。ただし、以下の要件を満たす場合（ハについては、短期入院する個々の在宅重度後遺障害者の症状に応じて同類の医療器具・用具等を増設する場合その他増設することが適当であると認められる場合を除く。）は、この限りではない。
- (1) 第 1 号ハ(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす場合
 - (2) 本補助金の交付を受けて導入した当該医療器具・用具等について、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該医療器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）
 - (3) 以下のいずれかの要件を満たす場合
 - ① 在宅重度後遺障害者の短期入院の受入人数が、直近年度よりも当年度に増加又は増加見込みであること
 - ② 同時期に複数の在宅重度後遺障害者の短期入院の受入実績がある又は受入見込みがあること
- ヘ 医療器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。
- 二 利用促進等事務費
- イ 在宅重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等（以下「研修等」という。）への参加等に係る経費（以下「研修等経費」という。）
- ロ 在宅重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費（以下「備品類導入費」という。）

- ハ 短期入院の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費（以下「広報活動費」という。）
- ニ 短期入院前の在宅家庭訪問（在宅療養生活の実態把握）等の実施による入院計画表の作成等に係る経費（以下「短期入院プラン作成費」という。）
- ホ 重点支援病院間における意見交換会の実施による報告書の作成等に係る経費（以下「意見交換会実施費」という。）

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 第2条第1号の要件に該当する者に対する補助金の交付に係る補助率及び補助限度額については、次のとおりとする。

- 一 前条第1号に規定する入院施設支援費にあつては、次に掲げる医療器具・用具等の使用状況の区分に応じて設定する補助率とし、間接補助事業者別に別途通知する額を補助限度額とすること。
 - イ 在宅重度後遺障害者の使用割合が75パーセントを超える場合 定額
 - ロ 在宅重度後遺障害者の使用割合が50パーセントを超え、75パーセント以下の場合 3/4
 - ハ 在宅重度後遺障害者の使用割合が25パーセントを超え、50パーセント以下の場合 1/2
 - ニ 在宅重度後遺障害者の使用割合が0パーセントを超え、25パーセント以下の場合 1/4
 - 二 前条第2号に規定する利用促進等事務費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で補助すること。
- 2 第2条第2号の要件に該当する者に対する補助金の交付に係る補助率及び補助限度額については、補助率は定額とし、補助限度額は次に掲げる経費を合算した額の合計額以内の額とする。ただし、一の事業主体につき、10,000千円を上限とする。
- 一 入院施設支援費
 - 二 利用促進等事務費
- 3 前2項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りをすることがある。

（申請期限）

第5条 申請期限については、補助事業者が別に定める期限とする。

（事前相談）

第6条 間接補助事業者は、原則として、本補助金の申請のうち、入院施設支援費、研修等経費（独立行政法人自動車事故対策機構法13条3号に規定する施設における研修、施設見学及び講演会等の出席等に伴う旅費及び雑費を除く。）、備品類導入費、広報活動費及び

意見交換会実施費に係るものにあつては、事業に着手する前に補助事業者に対し、相談し、補助対象経費に該当するものであるかどうか、確認するものとする。

（研修等経費及び広報活動費に係る積算方法）

第 7 条 講師に対する謝金、研修への参加・開催に係る旅費及び雑費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて謝金、旅費及び雑費の積算を行うものとする。

（間接補助事業の実施期間）

第 8 条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

（支給の制限）

第 9 条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入所協力事業）
実施細目

（通則）

第 1 条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入所協力事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第 2 条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項に規定する「短期入所」を行う事業所（以下「障害者支援施設等」という。）であつて、次に掲げる要件を満たすもの（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去 3 カ年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

一 短期入所協力施設における短期入所受入れのための環境整備

イ 国土交通省による短期入所協力施設の指定を受けていること。

ロ 第 3 条に規定する短期入所協力施設における短期入所受入れのための環境整備における補助対象経費のうち、入所施設支援費の申請をしようとする場合にあっては、補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の実施する介護料の支給に係る受給資格を有する者をいう。以下同じ。）を短期入所として受け入れた実績、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

二 重点支援施設における短期入所受入れのための環境整備

イ 国土交通省による重点支援施設の指定を受けていること。

ロ 第 3 条に規定する重点支援施設における短期入所の受入れのための環境整備における補助対象経費のうち、入所施設支援費の申請をしようとする場合にあっては、補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者を短期入所として受け入れた実績、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

（補助対象経費）

第 3 条 本補助金のうち、前条第 1 号の要件を満たす者に対する補助対象経費は、次に掲げる項目の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であつ

て、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 入所施設支援費

イ 短期入所する在宅重度後遺障害者の介護等に有効なものであること。

ロ 在宅重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、新たに必要となる介護器具・用具等であること。

ハ 同類の介護器具・用具等を本補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）において既に保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

(1) 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過し、更新する場合にあっては、在宅重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要となるものであること。

(2) 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあっては、在宅重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要となるものであること。

ニ 原則として、単一取得価格（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が 10 万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。

ホ 同類の介護器具・用具等に係る申請にあっては、従前に申請者が本補助金の交付を受けていないこと。ただし、以下の要件を満たす場合（ハについては、短期入所する個々の在宅重度後遺障害者の症状に応じて同類の介護器具・用具等を増設する場合その他増設することが適当であると認められる場合を除く。）は、この限りではない。

(1) 第 1 号ハ(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす場合

(2) 本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等について、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該介護器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）

(3) 以下のいずれかの要件を満たす場合

① 在宅重度後遺障害者の短期入所の受入人数が、直近年度よりも当年度に増加又は増加見込みであること。

② 同時期に複数の在宅重度後遺障害者の短期入所の受入実績又は受入見込みがあること。

ヘ 介護器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。

二 利用促進等事務費

イ 在宅重度後遺障害者の短期入所に関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等（以下「研修等」という。）への参加等に係る経費（以下「研修等

経費」という。)

ロ 在宅重度後遺障害者の短期入所に関する介護の知識・技術等の向上を図るための介護図書等の備品類の導入に係る経費（以下「備品類導入費」という。）

ハ 短期入所の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費（以下「広報活動費」という。）

二 短期入所前の在宅家庭訪問（在宅療養生活の実態把握）等の実施による入所計画表の作成等に係る経費（以下「短期入所プラン作成費」という。）

ホ 短期入所の入所時及び退所時の移送サービスの実施による車賃等に係る経費（以下「移送サービス費」という。）

ヘ 重点支援施設間における意見交換会の実施による報告書の作成等に係る経費（以下「意見交換会実施費」という。）

2 本補助金のうち、前条第2号の要件を満たす者に対する補助対象経費は、次に掲げる項目の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 人材雇用費 短期入所を利用する在宅重度後遺障害者の医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）に従事している医師、看護師、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定するものであって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条に規定する第一号研修又は第二号研修を修了した者（以下単に「認定特定行為業務従事者」という。）（以下「職員」という。）の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）を申請しようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす間接補助事業者とする。

イ 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業者を置いて事業を行っていること。

短期入所（併設事業所）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
短期入所（空床利用型事業所）	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所

		の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
短期入所（単独型事業所）	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増やすごとに1を加えて得た数以上

二 求人情報発信費 短期入所を利用する在宅重度後遺障害者の医療的ケアに従事するために新たな職員を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格 10 万円以上であるものとする。

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 第2条第1号の要件を満たす者に対する補助金の交付に係る補助率及び補助限度額については、次のとおりとする。

一 入所施設支援費にあつては、次に掲げる介護器具・用具等の使用状況の区分に応じて設定する補助率とし、間接補助事業者に別途通知する額を補助限度額とする。

イ 在宅重度後遺障害者の使用割合が 75 パーセントを超える場合 定額

ロ 在宅重度後遺障害者の使用割合が 50 パーセントを超え、75 パーセント以下の場合 3 / 4

ハ 在宅重度後遺障害者の使用割合が 25 パーセントを超え、50 パーセント以下の場合 1 / 2

ニ 在宅重度後遺障害者の使用割合が 0 パーセントを超え、25 パーセント以下の場合 1 / 4

二 利用促進等事務費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で補助する。

2 第2条第2号の要件を満たす者に対する補助金の交付に係る補助率及び補助限度額については、補助率は定額とし、補助限度額は次に掲げる経費を合算した額の合計額以内

の額とする。ただし、一の事業主体につき、10,000 千円を上限とする。

- 一 入所施設支援費
- 二 利用促進等事務費
- 三 人材雇用費
- 四 求人情報発信費

3 前2項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りをすることがある。

(申請期限)

第5条 申請期限については、補助事業者が別に定める期限とする。

(事前相談)

第6条 間接補助事業者は、原則として、本補助金の申請のうち、入所施設支援費、研修等経費（独立行政法人自動車事故対策機構法13条3号に規定する施設における研修、施設見学及び講演会等の出席等に伴う旅費及び雑費を除く。）、備品類導入費、広報活動費及び意見交換会実施費に係るものにあつては、事業に着手する前に補助事業者に対し、相談をし、補助対象経費に該当するものであるかどうか、確認するものとする。

(研修等経費に係る積算方法)

第7条 講師に対する謝金、研修への参加・開催に係る旅費及び雑費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等の規定に準じて謝金、旅費及び雑費の積算を行うものとする。

(間接補助事業の実施期間)

第8条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

(支給の制限)

第9条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。

**自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）
実施細目**

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する「自立訓練」を行う事業所（以下「自立訓練事業所」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3か年以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

- 一 補助を受けようとする国の会計年度までに、自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用していること。
 - 二 事業を効率的かつ確実に実施することができる自立訓練事業所であること。
 - 三 利用する高次脳機能障害を有するものに対し、リハビリテーションを実施する心理職の資格を有する者、言語聴覚士、理学療法士又は作業療法士（以下「専門職」という。）が1名以上配置されていること。
 - 四 自立訓練提供支援費のうちリハビリテーションを実施する従業員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の申請をしようとする場合に当たっては、次に掲げる要件を満たす自立訓練事業所であること。
- イ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の下欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

自立訓練（機能訓練）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員
自立訓練（生活訓練）	指定障害福祉サービスの事	生活支援員

	業等基準省令	
--	--------	--

五 次条第3項に掲げる地域連携支援費の対象となる取組みを実施する者であること。

六 国土交通省及び有識者で構成された審査会で、間接補助事業者から提出された応募書類が次に掲げる要件に適合するものとなっているかを審査し、間接補助事業者として選定した事業者であること。

イ 技術能力に関する要件

(1) 高次脳機能障害を有する者に対しての社会復帰の促進に資する活動の実績又はその知見を十分に有していること

(2) 病院関係者又は他の自立訓練事業者、その他の関係者との協調及び連携を実施していること

ロ 管理体制及び処理能力に関する要件

事業実施及び会計手続を適正な実施体制を有していること

ハ 業務理解度に関する要件

(1) 具体的な業務に関する基本方針が明示されていること

(2) 高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進に資する提案であること

ニ 実施手順に関する要件

(1) 事業の実施手順が計画的であり、かつ、明確に定められていること

(2) 事業成果を達成するための計画的な日程であり、かつ、作業手順が適切であること

ホ 的確性に関する要件

(1) 高次脳機能障害の把握から自立訓練、地域における生活復帰まで継続的な支援の実施が可能となる先駆的な取組となっていること

(2) 十分な実証成果を得ることが期待できること

ヘ 実現性に関する要件

(1) 事業継続の能力があり、かつ、将来的な発展性が見込まれること

(2) モデル事業として他の地域に展開できる普遍性が見込まれること

(3) 実施計画及び日程等が適切であり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること

(4) 補助対象事業を実施するための財務体力を有していること

(補助対象経費)

第3条 ネットワーク構築支援費の対象となる間接補助事業の範囲は病院とのネットワーク構築に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 人材雇用費 病院とのネットワーク構築に従事している者の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）

二 求人情報発信費 病院とのネットワーク構築に従事する新たな従業員を雇用するた

めの求人情報の発信に係る経費のうち、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費に限る。）、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格 10 万円以上であるもの

三 印刷製本費 病院とのネットワーク構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費

四 備品類導入費 病院とのネットワーク構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

五 旅費 病院とのネットワーク構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、病院とのネットワーク構築に資する研修、セミナー、講演会等（以下「研修等」という。）の開催に係る講師の旅費及び宿泊費

六 諸謝金 病院とのネットワーク構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）

七 使用料 病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費

八 研修等参加費 病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る参加費

2 自立訓練提供支援費の対象となる間接補助事業の範囲は自動車事故による高次脳機能障害を有する者を対象とした自立訓練（以下単に「自立訓練」という。）の提供に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 人材雇用費 自立訓練の提供に従事しており、かつ、第 2 条第 3 号に規定する専門職の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）

二 求人情報発信費 自立訓練の提供に従事する新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、前項第 2 号に掲げるもの

三 印刷製本費 自立訓練の提供に係る周知・広報に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費

四 備品類導入費 自立訓練の提供に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

五 旅費 自立訓練の提供に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、自立訓練に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費

六 諸謝金 自立訓練の提供に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）

七 使用料 自立訓練の提供に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費

八 研修等参加費 自立訓練の提供に資する研修等に係る参加費

3 地域連携支援費の対象となる間接補助事業の範囲は自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用することが見込まれる他の自立訓練事業所その他の障害福祉サービス等事業所との地域連携（以下単に「地域連携」という。）の構築に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

- 一 人材雇用費 地域連携の構築に従事している者の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）
- 二 求人情報発信費 地域連携の構築に従事する新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、第1項第2号に掲げるもの
- 三 印刷製本費 地域連携の構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費
- 四 備品類導入費 地域連携の構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費
- 五 旅費 地域連携の構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費
- 六 諸謝金 地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）
- 七 使用料 地域連携の構築に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費
- 八 研修等参加費 地域連携の構築に資する研修等に係る参加費

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 前条に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、基本項目及び加算項目の合計額以内の額とし、一の事業主体につき単年度あたり 10,000 千円を上限とすること。ただし、間接補助事業者として選定した初年度の間接補助事業者にあつては、基本項目の上限額に 20% を自動加算することとし、一の事業主体につき単年度あたり 12,000 千円を上限とする。

一 基本項目 次表のとおりとすること。

分類	満額給付の場合	1 / 2 給付の場合
地域連携支援実施時間数により、どちらかを選択	地域連携支援を週 30 時間以上実施（複数人の合計可）	地域連携支援を週 15 時間以上 30 時間未満実施（複数人の合計可）
区分 1	地域連携支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
区分 2	地域連携支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	ネットワーク構築支援	

	上限 2,000 千円	上限 1,000 千円
	合計	
	上限 5,000 千円	上限 2,500 千円
区分 3	地域連携支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	自立訓練提供支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	合計	
	上限 6,000 千円	上限 3,000 千円
区分 4	地域連携支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	ネットワーク構築支援	
	上限 2,000 千円	上限 1,000 千円
	自立訓練提供支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	合計	
	上限 8,000 千円	上限 4,000 千円

二 加算項目 次表のとおりとすること。

分類	計算式	上限額
ネットワーク構築支援	「病院への訪問件数」×「単価」 ※「単価」：1 件あたり 50 千円	上限 1,000 千円
地域連携支援	「地域の事業所等への訪問件数」 ×「単価」 ※「単価」：1 件あたり 50 千円	上限 1,000 千円
研修・勉強会等開催・参加	病院とのネットワーク構築、自立 訓練の提供及び地域連携の構築に 資する研修等	上限 500 千円

2 前号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況により、補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りをすることがある。

(旅費、諸謝金、使用料及び研修等参加費に係る積算方法)

第 5 条 研修への参加及び開催に係る旅費、講師に対する諸謝金、使用料及び研修等参加費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて積算を行うものとする。

(間接補助事業の実施期間)

第 6 条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

(支給の制限)

第 7 条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）

実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業所、同条第3項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所（以下「間接補助事業者」という。）であって次に掲げる要件を満たす者を交付対象とする。ただし、過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

- 一 補助を受けようとする国の会計年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1第2級以上に該当する者をいう。以下同じ。）が利用している又は利用する具体的な見込みがあること。
- 二 事業を効率的かつ確実に実施することができる間接補助事業者であること。2 重度後遺障害者の受け入れに関する従業者の雇用に関する経費（以下、「人材雇用費」という。）又は当該従業者の賃金の改善に関する経費（以下、「賃金改善費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす間接補助事業者を交付対象とする。
- 一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる人員配置基準を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業者を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	従業者
------	---	-----

重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	従業者

二 医師又は看護師若しくは准看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

（補助対象経費及び補助率）

第 3 条 間接補助事業者の開設に要する補助対象経費（以下「新設等支援費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、新設等支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者を受け入れるための従業者を雇用するための経費であって、開設 1 ヶ月前から開設 2 ヶ月後の間に要する経費（従業者における給与総支給額及び賞与をいう。）	1 / 2（利用予定者のうち重度後遺障害者の割合が 50 パーセントを超える場合は定額）
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格 10 万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの）	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

2 間接補助事業者の開設次年度以降に要する経費（以下「継続経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、継続経費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

費目	補助対象経費	補助率
賃金改善費	処遇改善加算等の対象職員における賃金改善の経費（処遇改善加算等の対象職員におけ	1 / 2（利用予定者のうち重度後遺障

	る当該年度の賃金改善等総額(以下「賃金改善額」という。) と処遇改善加算等の給付総額の差分(自己負担分)をいう。以下同じ。)	害者の割合が 50 パーセントを超え る場合は定額)
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費(原則として、契約価格 10 万円以上とする。) (就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの)	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

- 3 第 1 項のうち人材雇用費の対象となる間接補助事業の範囲は、当該年度中に新たに雇用した職員の雇用に係る経費とする。
- 4 求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる間接補助事業の範囲は、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者(以下「有料職業紹介事業者」という。) に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。
- 5 研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、研修受講料、講師に対する謝金、研修への参加に係る旅費及び雑費とし、その積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)等の規定に準じて積算を行うものとする。

(補助上限額及び交付申請の打ち切り)

第 4 条 補助上限額については、次のとおりとする。

- 一 新設等支援費にあつては、1 間接補助事業者につき、300 万円を補助上限額とする。
- 二 継続経費にあつては、1 間接補助事業者につき、200 万円を補助上限額とする。
- 三 前 2 項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

(間接補助事業の選定における優先順位)

第 5 条 間接補助事業は第 2 条を満たす者の選定に当たって応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で選定するものとする。

- 一 当該年度中に自動車事故による重度後遺障害者が初めて利用する見込みがある間接補助事業者。
- 二 既に自動車事故による重度後遺障害者が利用しており、かつ、当該年度中に具体的

な新たな利用の見込みがある間接補助事業者。

三 既に自動車事故による重度後遺障害者が利用している間接補助事業（この場合にあつては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする。）

（間接補助事業の実施期間）

第 6 条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

（間接補助事業の成果及び効果の検証並びに報告）

第 7 条 間接補助事業者は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証し報告するものとする。

（支給の制限）

第 8 条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。